

GENIAC-PRIZE（NEDO 懸賞金活用型プログラム）
～官公庁等における審査業務等の効率化に資する生成A I 開発～

1. 事業趣旨

1. 1. 背景及び目的

- 生成A I は、生産性・付加価値の向上等を通じて大きなビジネス課題を引き出すとともに様々な社会課題の解決に資することが期待されています。
- 国際的な生成A I の開発競争が激化している中、経済産業省と NEDO は 2024 年 2 月から「GENIAC (Generative AI Accelerator Challenge)」プロジェクトを立ち上げ、基盤モデルの開発に必要な計算資源の提供支援、データの利活用やナレッジシェアに向けたコミュニティの運営等を行っています。
- 民間においても生成A I の利活用に向けた様々な取組が進められており、生成A I に関する知見が蓄積されつつある状況です。官公庁による生成A I 利活用という観点では、業務等の質・効率の向上、行政サービスの充実化に繋がるほか、生成A I 開発企業の実績獲得や官公庁領域への参入障壁低減も期待できる等社会的インパクトは大きいため、官公庁が率先して生成A I を利用していくことは重要です。
- 一方で、官公庁領域における生成A I の開発および活用については未だ途上であり、その背景として、開発者側が官公庁のニーズを把握しづらいことや、官公庁側が適切なユースケースや有望な開発者を把握しづらいという問題が挙げられます。
- このような状況を打破するため、官公庁において共通するニーズに対応する生成A I の開発を促進し、想定ユーザーによる審査を行い、成果を広く周知することを通じて、官公庁のニーズと生成A I 開発者のシーズをすり合わせ、官公庁をはじめとする多くの調達主体による生成A I 導入に繋がる契機とすることを目的とします。（ただし、本事業はサービスの調達を保証するものではありません。）

1. 1. 1. 官公庁におけるニーズ

- 現在、我が国では働き手の減少が社会問題となりつつあり、官公庁における主要業務の一つである審査業務を多く抱える現場においては、以下のような問題が顕在化しています。
 - 審査業務に対する負担感の増加
 - 審査ノウハウの属人化
- このような状況を踏まえると、審査業務の効率化は官公庁において共通するニーズであると言えます。

1. 1. 2. 生成A I による解決策

- 上述の問題に対し、効率化や生産性向上の新たな鍵となる生成A I を適用し、職員のアシスタントとして機能することで、以下のような効果が期待されます。
 - 審査業務の効率化
 - 職員がより付加価値の高い業務に集中することによる労働生産性の向上

1. 2. 事業概要

- 本事業では、審査業務を構成する一連のタスクである「大量の情報が蓄積されたデータベース等から審査等に必要な情報を探索し、情報の分析を行い、その結果を通じて判断を行う業務」の効率化に資する生成A Iを広く募集します。
- 本事業では、具体的な審査業務として、「特許審査業務（文献の探索、参照箇所を表示等からなるタスク）」をモデルとします。当該業務の効率化を想定した生成A Iを募集し、想定ユーザーによる審査を経て、その成果を広く周知することで、官公庁等における同類の業務へ生成A I適用の可能性を波及させていくことを狙いとしています。特許審査業務の業務プロセス等については、別紙1をご参照ください。
- 他方で、特定の業務領域のデータに適合する専用の生成A Iを個々独立に開発するアプローチ（データの標準化や学習・チューニング、アーキテクチャの構築等を都度一から行う等）では、計算資源や人的資源等を多く必要とすることから、開発コストの増加が懸念されます。生成A Iを利活用や調達する側にとっても、開発コストの増加が調達価格に転嫁されることで導入のハードルが上がり、普及展開の足枷となるおそれがあります。
- 上記の問題に対して、単一の業務領域のデータに留まらず、多様な業務領域のデータも取り扱うことが可能なアーキテクチャの構築、基盤モデルや関連するコンポーネントやモジュール等の再利用や標準化等の横展開性を持たせる技術を活用することで、開発コストや運用コストの低減が期待できることから、このような技術の提案も募集します。
- なお、本事業では、国内で開発された基盤モデルだけでなく、国外で開発された基盤モデルを活用してもよいものとしますが、情報漏洩などに配慮し、安全性が確保された信頼性のある環境にて開発を実施いただきますよう留意ください。

2. 応募内容及び審査内容

2. 1. 応募資格

- 本邦の企業、大学等の法人であることを必須とします。
- 応募者による提案の上限数は「1件」とします。

2. 2. 応募内容

- 応募内容は、以下の通りです。
 - 生成A I（プロトタイプ）
 - ☆ プロトタイプとは、提案書に記載の内容を具体的な処理や動き等によって確認できる試作版のソフトウェアのことを指します。（以下、「プロトタイプ」と表記します。）
 - ☆ 2025年6月から、公開済みの国内特許文献を提供開始予定です。提供を希望する者は事務局までメールにてご連絡ください。（提供情報の詳細は別紙3をご参照ください。）
 - 開発したプロトタイプの技術的優位性、技術的横展開性及び導入メリット（提案書）

2. 3. 審査内容

2. 3. 1. 審査方式

- プロトタイプの実操作を通じた審査及び書面審査とし、プロトタイプの開発は必須とします。

- プロトタイプは審査員向けに限定公開するなど、審査員による操作が可能である状態にしてください。
 - プロトタイプをデプロイいただく期間（審査員が生成 AI を操作できるようにしておく期間）は、応募者に個別に連絡します。
 - 操作時の想定は、以下の通りです。
 - ✧ 操作期間：2026 年 1～3 月のうち、5 営業日（1 日あたり 8 時間程度）/応募者
 - ✧ 操作者：事務局および審査員（10 名程度）
 - ✧ 動作環境：事務局および審査員 PC から応募者がデプロイした環境にアクセス
 - 詳細は別紙 2 をご参照ください。
- プロトタイプは必ず以下の機能を実装してください。
 - 任意の出願を読み込む機能
 - ✧ プロトタイプに、出願内容が記載された XML 形式のファイルをアップロードすることを想定しています。
 - 出願内容の技術と一致すると思われる文献を参照する機能（情報探索）
 - 出願内容の技術と一致すると思われる文献の該当箇所を表示する機能（一致箇所表示）
 - 情報探索、一致箇所表示の根拠を自然言語で表示する機能（判断根拠の出力）

2. 3. 2. 審査基準

- 特に、生成 AI 審査の詳細については、**別紙 3**をご参照ください。

審査対象	審査項目	審査の内容
プロトタイプ	情報探索の性能	・審査対象である出願内容の技術と一致する文献を探索し、当該文献を適切な分量で参照できているか。
	一致箇所表示の性能	・参照した文献と出願との一致箇所を特定、適切な範囲で表示できているか。
	判断根拠の出力性能	・情報探索や一致箇所表示の結果について、生成 AI がそのように判断した根拠を、特許審査官が理解可能な適切な自然言語で表示できているか。
	ユーザビリティ	・プロトタイプが特許庁の実際の業務への適用を想定したものであり、適切なユーザインタフェースを備え使い勝手が良いか。
提案書	技術的優位性 (※1) (※2)	・増加する業務関連データへの対応や柔軟な改良を可能とするアーキテクチャの構築等、継続的な性能向上の余地がある技術や、既存の複数タスクを一連の処理で実行するエージェント等の技術を活用した提案であるか。
	技術的横展開性及び 導入メリット	・従来の開発コストや運用コストを低減すること（単一の業務領域のデータに留まらず異なる業務領域のデータも効率的に取り扱える、部品や機能等の再利用や標準化がなされている等）が可能なアーキテクチャ等を提案しているか。

		・上記アーキテクチャ等を具体的なモデルケースに適用した場合の導入メリットを適切に示しているか。(～といった業務モデルにおいて従来の開発・運用コストを X%低減、等)
--	--	--

● 補足事項

- (※1) 国内で開発された基盤モデルを活用している場合は加点を行います。
 - ◇ 国内で開発された基盤モデルとは、日本国内で登記され、かつ、日本国内に開発拠点を有する企業・大学等が開発したモデルを指し、具体的にはフルスクラッチモデル、既存の基盤モデル（国内で開発された基盤モデルに限らない）を追加学習したモデル、国内で開発された基盤モデルをファインチューニングしたモデルのことを言います。
- (※2) DeepSeek 等の生成 A I の業務利用に関する注意喚起（事務連絡）
 - ◇ デジタル社会推進会議幹事会事務局から各政府機関等に対し、DeepSeek 等の生成 A I の業務利用にあたっては、サービスの利用によって生じるリスクを十分認識のうえ適切に判断することが求められています。応募の際、ご注意ください。
https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/d2a5bbd2-ae8f-450c-adaa-33979181d26a/e7bfeba7/20250206_councils_social-promotion-executive_outline_01.pdf

2. 3. 3. 審査員（今後、審査員を変更・追加する可能性があります。）

● 官公庁

- デジタル庁、特許庁、東京都、広島県、大阪市、神戸市、北九州市 等

● 民間企業等

- 東京海上ホールディングス、一般社団法人 AI ガバナンス協会 等

3. 懸賞金等

● 総合点が 1 位～3 位の応募者：懸賞金

➤ 懸賞金額

- ◇ 1 位：1 億円 2 位：7,000 万円 3 位：3,000 万円 特別賞※：総額 1,000 万円

※ 特定の項目等に秀でた応募者に授与予定（詳細は検討中）。

● 総合点が 1 位～3 位の応募者：表彰式への招待、GENIAC のイベントでの PR 支援

● 全ての応募者（※1）：

- 応募概要（提案書の一部）の特設サイト等での公表（※2）

- 成果普及イベントへのご招待

- ◇ (※1) 著しく提案内容が目的に合致しない場合は、公表/招待しないこともあり得ます。
- ◇ (※2) 原則、応募概要を特設サイト等において公表します。特設サイト URL は NEDO の公募ページを参照ください。なお、応募者の申し出により公表範囲を限定出来ることとし、限定する範囲及びその理由についても併せて提案書に記載してください。

4. スケジュール

- 懸賞広告の公表：2025 年 5 月 9 日
- 応募説明会：2025 年 5 月 26 日
 - 応募説明会の詳細は別添をご参照ください。
- 応募〆切：2025 年 12 月上旬
- 事務局による応募書類の確認：2025 年 12 月上旬～12 月下旬
- 事務局による審査期間（デプロイ期間）：2026 年 1 月～3 月下旬
- 表彰式（結果発表）：2026 年 3 月下旬
- 応募概要等の公表、成果普及イベント：2026 年 3 月下旬以降

別紙1（特許審査業務の業務プロセス）

● 注意事項

- 本事業向けに一部簡略化して記載しているため、実際の業務プロセスや審査観点等は、特許庁が公表する「[特許・実用新案審査基準](#) | [経済産業省 特許庁](#)」をご参照ください。

● 業務プロセス

- 特許審査業務は、主に以下のタスクから構成されています。

◇ 発明内容の理解

- 特許出願書類（明細書、特許請求の範囲など）を詳細に読み込み、発明の技術的内容や範囲を正確に把握します。
 - 書類の中でも権利の範囲を示す「特許請求の範囲」では、請求項と呼ばれる項目毎に発明が定義されます。
 - 一般に、請求項1に記載される技術については、当該出願において最も広い範囲の技術が記載され、発明を構成するうえで必須の技術となります。
 - 一般に、請求項2以下（請求項3、請求項4、・・・）については、基本的に請求項1に新たな技術を加える形で記載されます。

◇ 既存文献の探索

- 特許審査官等が、公開されている既存文献やインターネット上の情報等を以下のツール等を活用して探索します。
 - クラスタ検索
 - ◇ 現在までに公開された文献について、ブーリアン検索（「AND」や「OR」等の演算子とキーワード・特許分類等の組み合わせによる絞り込み方式）を行い、既存文献の絞り込みを行います。
 - 概念検索
 - ◇ 審査対象の明細書等に含まれる特徴語に基づき、その特徴語の出現パターンが類似する文献を抽出し、より出願書類に記載された技術に関連していると思われる文献を絞り込みます。

◇ 既存文献との対比、新規性や進歩性の有無の判断

- 請求項に記載された技術と既存文献を対比し、新規性や進歩性の有無を判断します。
 - 新規性の有無については、請求項毎に記載された技術との間に相違点があるか否かを判断します。（相違点が無い場合は、新規性がないと判断される。）
 - 進歩性の有無については、既存文献に基づいて、当業者が請求項に記載された技術を容易に想起できたことの論理の構築ができるか否かを判断します。（論理構築ができる場合は、進歩性がないと判断される。）

◇ 拒絶理由通知の作成

- 新規性や進歩性が無いと判断された場合、判断理由が記載された拒絶理由通知を出願人に通知します。

- 業務プロセス上の課題

- 特許審査業務における主な課題は、以下の通りです。

- ◇ 発明内容の理解

- 新しい分野の出願である場合や技術が複雑な場合、特許請求の範囲が広範に及ぶ場合等は、内容の理解に時間を要する可能性があります。個人のノウハウや経験に依存せず、スピーディに発明内容を理解することが課題です。

- ◇ 既存文献の探索

- 新たに公開される特許文献は1日約1,000件、年間約30万件に上ります。これら膨大な既存文献を対象として、出願文献と類似する既存文献の探索を効率的かつ的確に実施する仕組みが求められます。

- ◇ クラスタ検索

- 審査官のノウハウや経験に基づく、発明内容に関係があると思われる文献の絞り込みに必要な適切な条件を付す必要があります。絞り込みの精度が低い場合には更なる条件の付加を要します。個人のノウハウや経験に依存せず、既存文献を高い確度をもって絞り込みを行うといった検索精度の向上が課題となります。

- ◇ 概念検索

- 特許出願から抽出された特徴語の出現パターンに応じて、検索対象となる文献に機械的に順位付けを行います。抽出された特徴語に依存するため、類義語の抽出も行うなど審査対象となる発明と既存文献との意味的な類似度合いに応じた順位付けが課題となります。

- ◇ 既存文献との対比、新規性や進歩性の有無の判断

- 多くの場合、抽象的に記載された特許請求の範囲と既存文献を対比することになるため、両者が関連しているかどうか、技術分野ごとの技術水準や文脈を考慮した比較が課題となります。

- ◇ 拒絶理由通知の作成

- 審査の結果をまとめ、審査官に自然言語で示唆出しをするなど、拒絶理由通知作成のサポートをするシステムの構築が、審査の効率化において求められます。

別紙 2（動作環境）

事務局および審査員 PC のスペックは以下の通りです。いずれのバージョンにも対応できるよう、プロトタイプを構築してください。

- 動作環境の詳細（パターン 1）

- OS : Windows 11 Enterprise バージョン 22H2 (x64)
- プロセッサ : AMD Ryzen 5 5600U with Radeon Graphics (x64)
- メモリ : 16GB
- ストレージ : 25GB
- 利用ブラウザ : Microsoft Edge for Business (公式ビルド) (64 ビット)

- 動作環境の詳細（パターン 2）

- OS : macOS Sequoia 15.3.2 (x64)
- プロセッサ : Apple M3 Max (x64)
- メモリ : 36GB
- ストレージ : MachintoshHD 1TB
- システムの種類 : 64 ビット オペレーティング システム、x64 ベース プロセッサ
- 利用ブラウザ : Microsoft Edge for Business (公式ビルド) (arm64)

GENIAC-PRIZE

～官公庁等における審査業務等の効率化に資する生成 A I サービスの開発～

審査基準「プロトタイプ審査」の詳細

審査基準および審査員

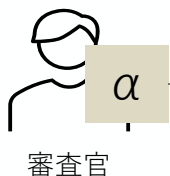
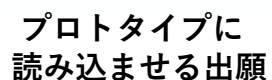
審査対象	審査項目	審査内容	審査員	得点（※3）
プロトタイプ	情報探索の性能	・ 審査対象である出願内容の技術と一致する文献を探索し、当該文献を適切な分量で参照できているか。	特許庁	650点 (加点除く)
	一致箇所表示の性能	・ 参照した文献と出願との一致箇所を特定、適切な範囲で表示できているか。		
	判断根拠の出力性能	・ 情報探索や一致箇所表示の結果について、生成AIがそのように判断した根拠を、特許審査官が理解可能な適切な自然言語で表示できているか。		
	ユーザビリティ	・ プロトタイプが特許庁の実際の業務への適用を想定したものであり、適切なユーザインタフェースを備え使い勝手が良いか。		
提案書	技術的優位性 （※ 1） （※ 2）	・ 生成AIについて、増加する業務関連データへの対応や柔軟な改良を可能とするアーキテクチャの構築等、継続的な性能向上の余地がある技術や、既存の複数タスクを一連の処理で実行するエージェント等の技術を活用した提案であるか。	官公庁、民間企業等	350点
	技術的横展開性及び導入メリット	・ 従来の開発コストや運用コストを低減すること（単一の業務領域のデータに留まらず異なる業務領域のデータも効率的に取り扱える、部品や機能等の再利用や標準化がなされている等）が可能なアーキテクチャ等を提案しているか。 ・ 上記アーキテクチャ等を具体的なモデルケースに適用した場合の導入メリットを適切に示しているか。（～といった業務モデルにおいて従来の開発・運用コストをX%低減、等）		

(※ 1) 国内で開発された基盤モデルを活用している場合は加点を行う

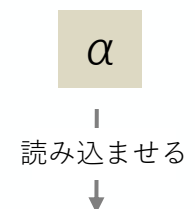
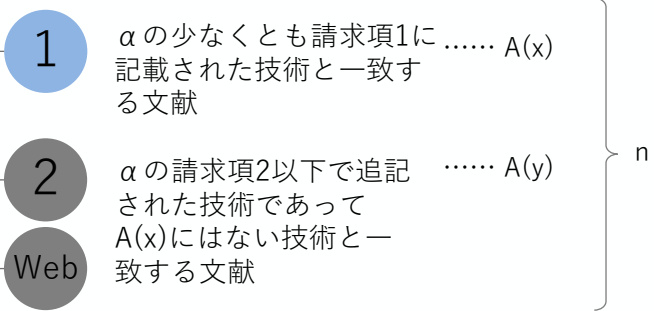
(※ 2) [DeepSeek 等の生成 AI の業務利用に関する注意喚起（事務連絡）](#)

(※ 3) 各審査項目における得点の小数点第二位を四捨五入

用語等の定義

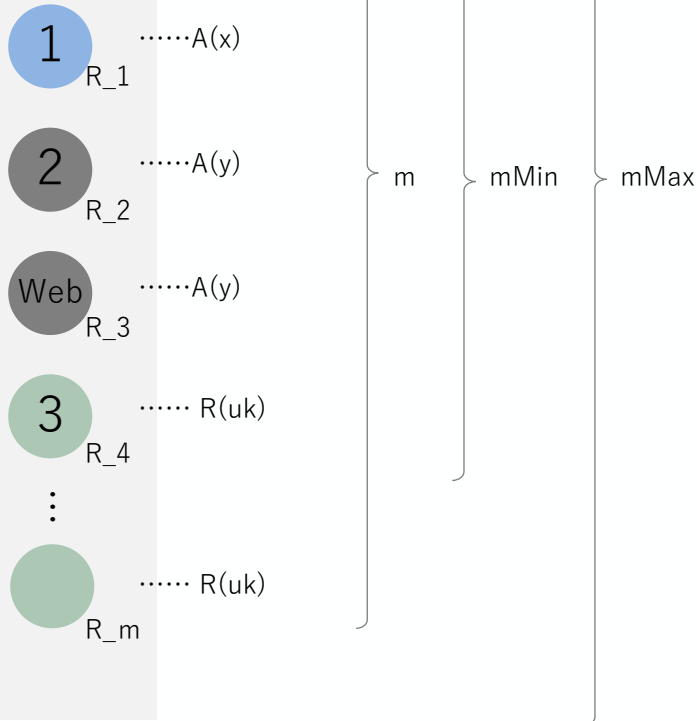


α に紐付く文献



生成AI
(プロトタイプ)

参照



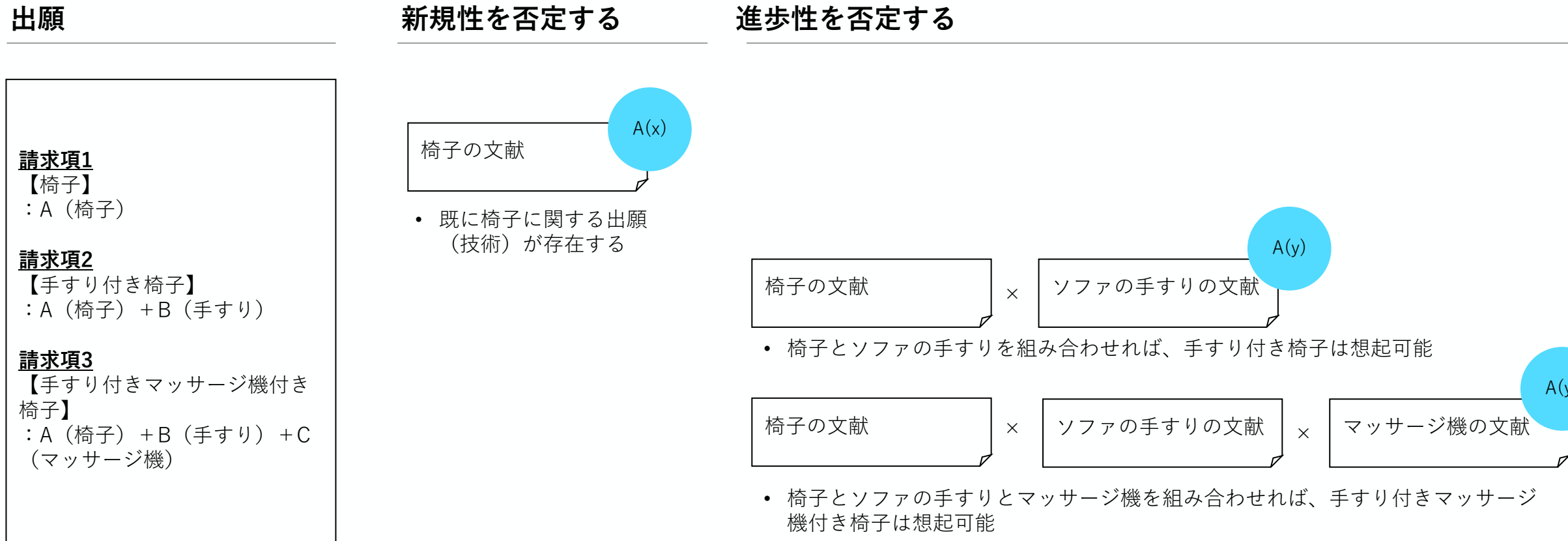
定義

- **α** : 審査時にプロトタイプに読み込ませる出願（公開されている出願）
 - **$A(x)$** : α の少なくとも請求項1に記載された技術と一致する文献
(N_{ax} を $A(x)$ の総数、 $N_{ax'}$ をプロトタイプが参照した $A(x)$ の総数とする)
 - **$A(y)$** : α の請求項2以下で追記された技術であって $A(x)$ にはない技術と一致する文献
(N_{ay} を $A(y)$ の総数、 $N_{ay'}$ をプロトタイプが参照した $A(y)$ の総数とする)
 - **n** : α に紐付く文献の総数 ($n=N_{ax}+N_{ay}$)
- **参照** : プロトタイプが α に記載された技術と関連する文献を回答すること
 - **R_i** : プロトタイプが参照した各文献のインデックス ($1 \leq i \leq m$)
 - **$R(uk)$** : R_i のうち、 $A(x)$ でも $A(y)$ でも無い文献 ($N_{uk} : R(uk)$ の総数)
 - **$R(x)$** : $R(uk)$ のうち、 $A(x)$ と類似する文献 ($N_x : R(x)$ の総数)
 - **$R(y)$** : $R(uk)$ のうち、 $A(y)$ と類似する文献 ($N_y : R(y)$ の総数)
 - **m** : 参照文献の総数 ($m= N_{ax'}+N_{ay'}+N_{uk}$)
 - **$mMin$** : 減点の対象となる m の下限値 ($m \leq mMin$ であれば減点しない)
 - **$mMax$** : 審査の対象となる m の上限値 ($mMax < m$ であれば以降審査しない)
 - **P** : 許容率 ($mMin=n/P$) ※ $P=0.8$ とする

✓ なお、本事業では変数を以下と定める。

	パターン (イ)	パターン (ロ)	パターン (ハ)
Nax	1	1	1
Nay	2	3	4
n	3	4	5
mMin	4	5	6
mMax	10	10	10

本事業における、出願（α）とそれに紐づく文献（A(x)、A(y)）の関係について



- 少なくとも請求項1の技術と一致する文献をA(x)、請求項2以下で追記された技術であってA(x)にはない技術と一致する文献をA(y)とする。
（実審査において特許審査官は、請求項に記載された個別の技術と一致すると考えられる文献を基に、請求項に記載された技術と一致している部分はないか、組み合わせにより容易に到達できる技術かどうか等を判断している）
- なお、請求項2以下に記載された技術と完全に一致する文献（新規性を否定する文献）は正解データとしては設定しないが、開発されたプロトタイプがそのような文献を参照した場合でも、点数（加点）を付与する。（「情報探索の性能に係る審査（2/2）」を参照）

αとαに紐付く文献（A(x)、A(y)）のサンプル（具体例）

サンプル データ		パターン（イ）	箇所	パターン（ロ）	箇所	パターン（ハ）	箇所
	α	特願2021-088860		特願2024-048588		特願2022-039249	
	A(x)	特開2017-111606号 公報	段落 0 0 1 3、0 0 1 9、0 0 2 0、0 0 2 3、0 0 3 2 － 0 0 3 4、0 0 3 6、0 0 4 0、0 0 4 1、0 0 9 6	特開2022-071999 号公報	段落 0 0 5 3 － 0 1 1 3	特開2018-154899 号公報	段落 0 0 1 1 － 0 0 7 1、実施例
	A(y)	特開2019-168942号 公報	段落 0 0 5 4、0 0 7 4	特開2021-045611 号公報	段落 0 0 8 7	特開2021-063246 号公報	段落 0 0 2 1、 0 0 2 6－0 0 2 7、0 0 5 9
	A(y)	特開2016-173709号 公報	段落 0 0 2 6、0 0 2 7、 0 0 3 3、0 0 5 4	特開2022-032950 号公報	段落 0 0 4 3	特開2017-125242 号公報	段落 0 0 1 6、 実施例
	A(y)			https://game.boom-app.com/entry/pawapur_oapp-play-01	「能力を上げよう！」の欄	特開2021-147680 号公報	実施例 1
	A(x)					特開2019-167558 号公報	段落 0 0 3 3

応募者に提供するデータとその補足

提供するデータ

- 公開済み国内特許文献のうち、学習用に利用可能な文献のデータセット
 - 約400万文献
 - 審査済みの国内特許文献（紐づく文献が存在するもの）
 - 審査済みの国内特許文献（紐づく文献が存在しないもの）
 - 審査されていない国内特許文献
- データセット提供は、2025年6月からを予定しています。事務局までメールでお問い合わせください。

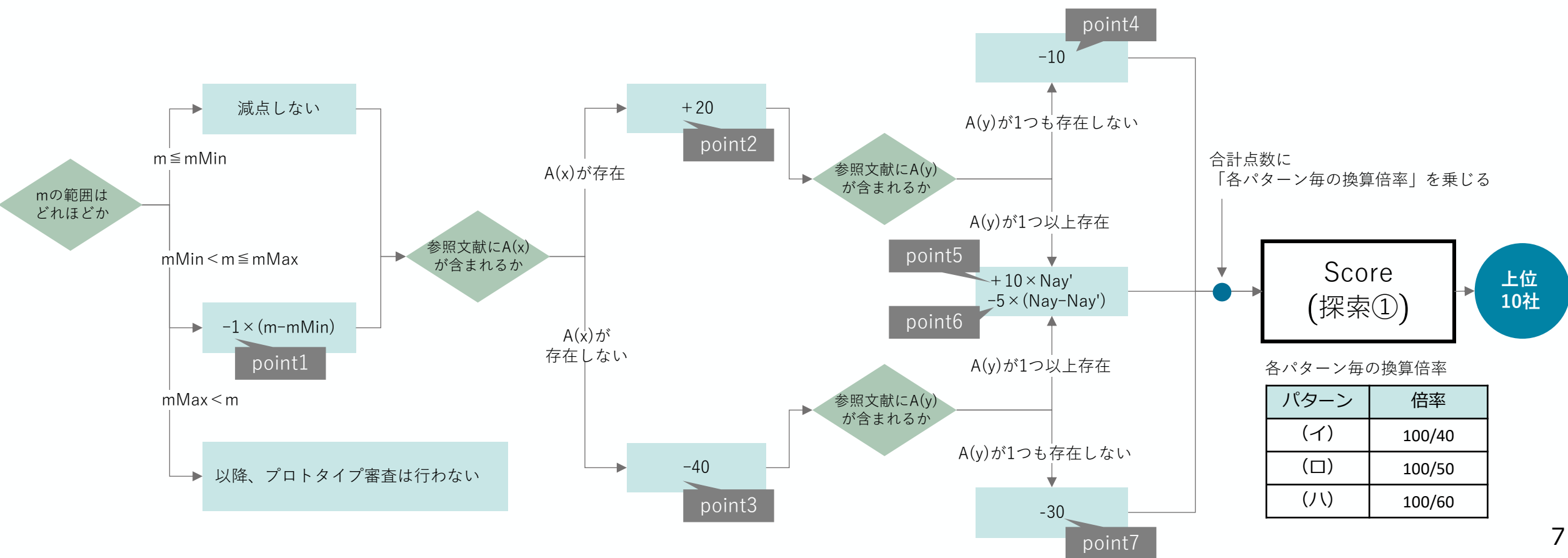
補足

- α は公開済みの特許文献ですが、提供するデータセットから選定する場合と、そうではない場合があります。（実際の特許審査においては、公開済み国内特許文献のデータベースの中に既に含まれている文献を審査する場合と、そうではない場合の両方があるため）
- α に紐づく文献（ $A(x)$ 、 $A(y)$ ）はデータセットに含めます。
 - インターネット上の情報を $A(x)$ 、 $A(y)$ として設定する場合があります。
（開発者によるインターネット上の情報収集は自由とします。）
- どの文献が α であるか、 α に紐づく $A(x)$ 、 $A(y)$ がどれかの情報は明らかにしません。

情報探索の性能に係る審査（1/2）

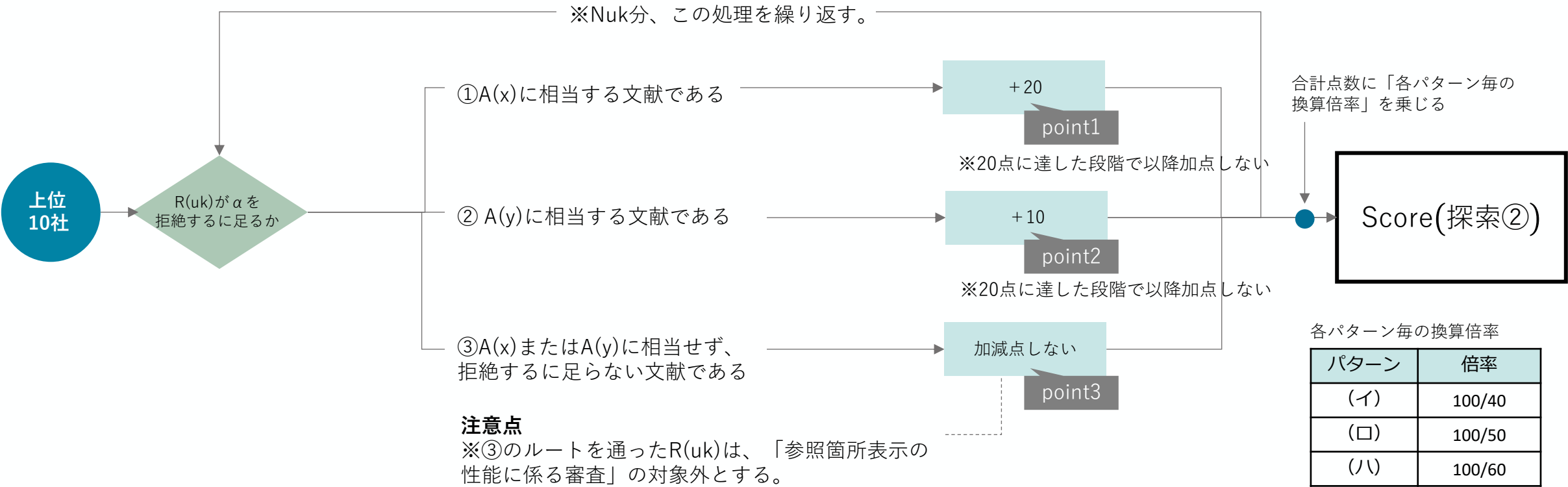
✓ プロトタイプが参照した文献の数や種類に応じて事務局が審査する。

- 通過要件
- 「情報探索の性能（1/2）」に基づく得点の中で、原則（※応募者数により変動の可能性あり）、上位10位までの応募者を「情報探索の性能に係る審査（2/2）」、「一致箇所表示の性能」、「判断根拠の出力性能」「ユーザービリティ」（★）の審査対象とする。（審査対象外の応募者は意向の得点は0点とする。）
 - 同じ得点の応募者が複数存在し、その得点より上位の応募者数の合計が10者未満で、かつその得点に属する応募者数を合計することで10者以上となる場合、その得点に属する全ての応募者は（★）の審査対象とする。



情報探索の性能に係る審査（2/2）※加点要素

✓ プロトタイプが参照したR(uk)が、A(x)またはA(y)に相当する文献か否か特許審査官が審査する。

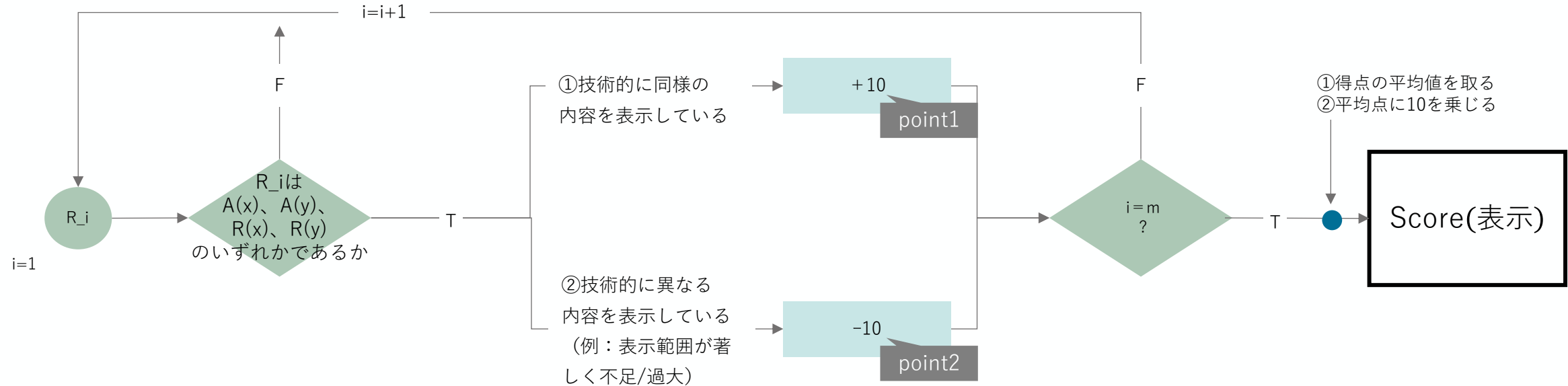


Score（探索） = Score（探索①） + Score（探索②）

- Score（探索）はScore(探索①)の理論上の最高得点は**100**点。 Score(探索②)は加点要素とする。
- Score（探索）がマイナスの得点になった場合は一律**0**点とする。

参照箇所表示の性能に係る審査

- ✓ プロトタイプが表示する参照箇所が妥当か特許審査官が審査する。



$$\text{Score (表示)} = \text{point1とpoint2の平均点 (分母} = N_{ax'} + N_{ay'} + N_x + N_y) \times 10$$

- Score (表示) の理論上の最高得点は**100**点
- Score (表示) がマイナスの得点になった場合は一律**0**点とする。

判断根拠の出力性能に係る審査

- ✓ プロトタイプが判断根拠として回答した内容が適切か特許審査官が評価する。



生成AI

生成AIによる出力

- ・ α の概要
- ・ 一致と判断した理由
- ・ 一致箇所の表示
- ・ 審査官への示唆出し 等

審査の観点

- ・ 流暢な文章であり、読みやすいか。
- ・ 類似の理由等について論理的か。
- ・ 情報に過不足が無いか。

Score（出力）

- ・ 5点～1点の5段階評価。
- ・ 5点の得点分布率は全体の20%を目安とする。
- ・ 得点には20を乗じる。

$$\text{Score（出力）} = （5 \sim 1 \text{ 点}） \times 20$$

- ・ Score（出力）の理論上の最高得点は**100**点

ユーザビリティに係る審査

✓ プロトタイプのUIが基本仕様を満たすか等を特許審査官が審査する。

基本仕様（最低限求める機能）	審査の観点	Score（UI）
① 任意の出願を読み込む機能	A) ①～④の基本仕様を全て満たした入力及び出力機能が適切に実装されているか	5点～0点の6段階評価。 A) を満たせば3点とし、これを基準としたうえで、B) またはC) の観点により、－2点から＋2点の範囲で加減点を行う。 A) を満たせなかったら0点。 - 得点には10を乗じる。
② 出願内容の技術と一致すると思われる文献を参照する機能（情報探索）		
③ 出願内容の技術と一致すると思われる文献の該当箇所を表示する機能（一致箇所表示）	B) ユーザーが出力結果を理解しやすいUIとなっているか	
④ 情報探索、一致箇所表示の根拠を自然言語で表示する機能（判断根拠の出力）	C) ユーザーが直感的に操作できるか	

補足

- 画面デザイン（見栄えやレイアウト等）は、ユーザビリティに直結する要素であるため審査対象だが、画面の作り込みへの注力が狙いではないため、定性評価の比重は他の審査観点に比べて低く設定する。また、画面テンプレートの提供や、画面仕様の制限は設けないこととする。
- 初回の画面入力と最終的な出力が一往復で完結する作りでなくても良いとする。例えばチャットボットのような一問一答形式で、何度かの対話のやり取りを経て最終的な出力を絞り込むような作りであっても評価対象とする。
（業務実装を想定するため、入力者によるプロンプトの内容（記載ぶり、粒度等）があることを考慮すること。）
- 初回の画面入力から最終的な出力までのレスポンスタイムに制限は設けないこととする。例えばバッチ処理のような作りで、入力に対して非同期に出力される作りも許容するが、審査時の操作で実際に出力が確認可能な処理時間（概ね24時間以内）であることを求める。

Score（UI）＝（5～1点）×10

• Score（UI）の理論上の最高得点は50点

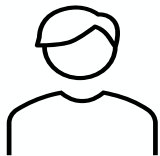
11

プロトタイプの得点

- ✓ プロトタイプの性能を構成する「Score（探索）」、「Score（参照）」、「Score（出力）」、「Score（UI）」について、それぞれの得点について重み付けを行う。

$$\text{プロトタイプの得点} = \text{Score（探索）} \times 3 + \text{Score（表示）} \times 2 + \text{Score（出力）} \times 1 + \text{Score（UI）} \times 1$$

- 加点要素（Score(探索②)）を除いた最高得点は**650**点（ $= 100 \times 3 + 100 \times 2 + 100 \times 1 + 50 \times 1$ ）
- また、加点要素を除いた最高得点の60％である**390**点を足切りラインと設定する。
- 懸賞金の授与については、総合点が1～3位の応募者であって、かつ加点要素を加えたプロトタイプの得点が**390**点以上の応募者を対象とする。

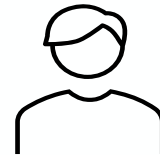


総合点
1位

- プロトタイプの得点：450点
- 他の項目の得点：200点



懸賞金授与



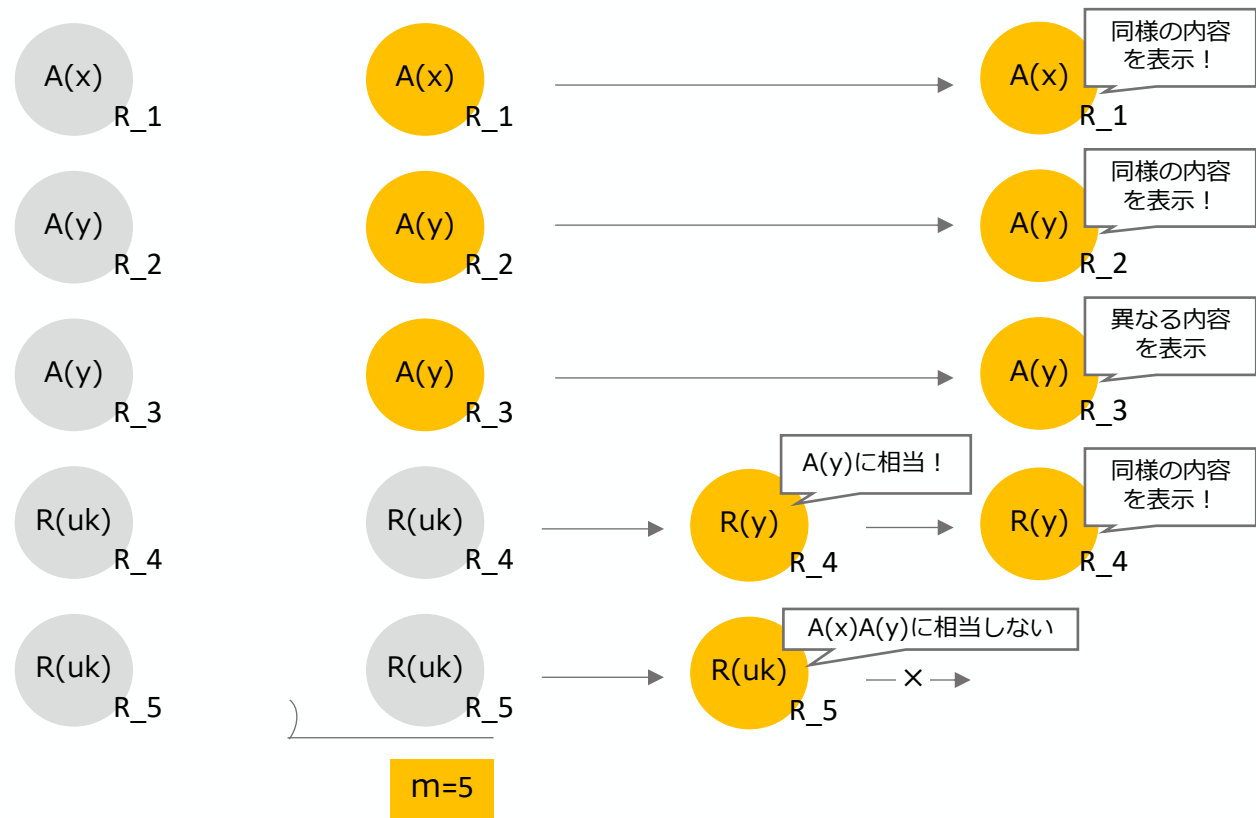
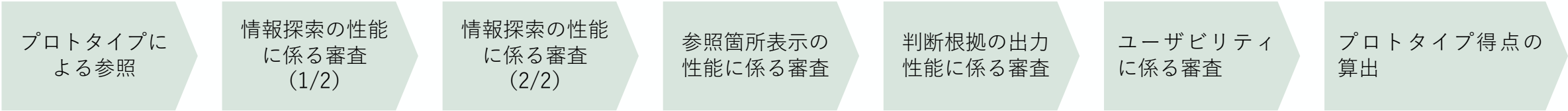
総合点
1位

- プロトタイプの得点：**300**点
- 他の項目得点：350点



懸賞金授与対象外

プロトタイプの得点算出の流れ（正解データが $A(x)$ 、 $A(y) \times 2$ ※パターン（イ） 時の一例）



XXXXXX..
XXX.....

（流暢かつ論理的に説明された内容）

4点（例）

基本仕様を備えた最低限のUI

3点（例）

得点例	$=(-1*(5-4)+20+10*2)*100/40$	$=10*100/40$	$=(10+10-10+10)/4*10$	$=4*20$	$=3*10$	$=122.5*3+50.0*2+80.0*1+30*1$
	97.5	25.0	50.0	80.0	30.0	577.5